

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年6月15日（月）10時30分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 建屋に設けているシャッターの気密性について
 - ✓ 金属減容処理室と大型金属処理室の境界は防火区画の境界になっており、防火シャッターを設置する必要があるため、気密シャッターを用いることはできない。
 - ✓ 大型金属処理室に続く搬入車両室のシャッターについて、気密シャッターへの変更を検討したが、シャッターの面積が大きくなると内外の差圧等によりシャッターにかかる力が大きくなり強度が不足することから、製作は不可能である。このため、当該搬入車両室の2重シャッターが両側とも閉じた状態で大型金属処理室での作業を実施する運用とする。
 - ✓ 換気空調設備が全停した場合、ギロチンシャー、コンクリート解砕機等を停止することとしており、その状態では発熱を伴う機器が無いため建屋内は正圧にならず、気密性が高くない通常のシャッターでも放射性物質が散逸することはない。
 - 受け入れる廃棄物の線量管理について
 - ✓ 減容処理設備に設置するのは γ 線測定用の機器のみで、 β 線汚染による線量率を測るための機器はない。
 - ✓ 廃棄物を一時保管エリアに受け入れる時点で β 線汚染による線量率の測定を実施し、表面線量率（ β 線）が $10\mu\text{Sv/h}$ 以上の廃棄物を「 β 線汚染がある廃棄物」として $10\mu\text{Sv/h}$ 未満の廃棄物と分けて管理している。減容処理設備への受入れはこれらの廃棄物が混在しないよう別々に行い、「 β 線汚染がある廃棄物」については表面線量率（ γ 線）が平均 0.1mSv/h 、その他の廃棄物については表面線量率（ γ 線）が平均 1mSv/h を超えないようにそれぞれ管理する。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 大型金属処理室において作業を行う際、粉じん対策として設置を検討している局所排風機について、どのような養生の仕方をするのか具体的に説明すること。

- 表面線量率（β線）が $10\mu\text{Sv/h}$ 以上の廃棄物を管理する際の基準として表面線量率（γ線） 0.1mSv/h という数値を設定しているが、この数値の設定根拠について説明し、安全側に立って保守的に決められた値であることを示すこと。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について